

華笑み香 講座受講規約

一般社団法人華笑み香

(目次)

第 1 条	(定義)	2
第 2 条	(講座受講契約と本規約及び付随規約との関係)(講座受講契約書第 5 条)	3
第 3 条	(本規約・付随規約の変更)	3
第 4 条	(受講生と契約者)(講座受講契約書第 5 条)	4
第 5 条	(本講座申し込みを承諾できない場合)	4
第 6 条	(受講者 ID の管理)(講座受講契約第 6 条)	4
第 7 条	(指導及び本講座の修了認定)	5
第 8 条	(講座受講契約の解除・本講座の利用停止・受講者の地位及び資格の取消等)	5
第 9 条	(受講生へのサポート)	6
第 10 条	(受講料)	7
第 11 条	(個人情報)	7
第 12 条	(変更の届出)	7
第 13 条	(サービスの変更・中止等)	7
第 14 条	(通知)	8

第1条 (定義)

本規約における用語を以下の通り定義します。

1 一般社団法人華笑み香及び本規約について

- (1) 「当法人」とは、「一般社団法人華笑み香」を指します。
- (2) 「本規約」とは、この規約を指します。
- (3) 「付随規約」とは、当法人が本講座に関し、紙媒体・ウェブサイトあるいはその他の方法により随時提示するプライバシーポリシー、利用規約等の諸規約であり、その冒頭に本規約の一部である旨を明示したものをいいます。

2 講座について

- (1) 「本講座」とは、当法人が運営、提供する「認定香司認定講座」「上級香司認定講座」をはじめとした講座のうち、講座受講契約によって契約者及び受講者が受講を選択した講座及びその内容の全て（媒体のいかんを問わず、カリキュラム、指導内容、教材、質疑応答の方法で提供するもの）を総称します。
- (2) 「教材」とは、当法人から受講生に対し提供、もしくは利用を許諾する学習用教材コンテンツの全て（媒体のいかんを問わず、画像、動画、音声を含む。また、本講座を受講するにあたり当法人からインターネットを使って供給するデータも含む。）を総称します。
- (3) 「指導」とは、方法のいかんを問わず、当法人の指導担当者によって行われた講義・講座（実技に関するものも含まれる）や、受講者からの質疑応答に対する回答をいいます。
- (4) 「ウェブサイト」とは、当法人が主体となって作成したインターネットサイト及びそのコンテンツを総称します。
- (5) 「指導担当者」とは、当法人が雇用ないし外部依頼した、本講座内において指導する人物を総称します。
- (6) 「受講期間」とは、本講座の指導を受けられる期間をいいます。

(7)「修了証書」とは、受講生が該当の本講座を修了したことを当法人が証明する書類をいいます。

3 講座受講契約・契約者及び受講生について

(1)「講座受講契約」とは、本講座を受講するために当法人と契約者が締結していたく契約をいいます。

(2)「受講生」とは、本講座を実際に受講する方で、本講座の申込契約締結とともに受講生として当法人が登録する方です。

(3)「契約者」とは、当法人と、本講座の講座受講契約を締結する方をいいます。

4 資格

「資格」とは、第7条に従い本講座所定の課程を修了して当法人から授与される「華笑み香 香司」及び「華笑み香 上級香司」の資格をいいます。

第2条 (講座受講契約と本規約及び付随規約との関係)(講座受講契約書第5条)

- 1 本規約及び付随規約は、いずれも講座受講契約の準則として機能するものであり、当法人と本講座の受講生及び契約者間の法律関係に適用されます。
- 2 講座受講契約、本規約、付随規約の内容が相互に異なっている場合は、付随規約・本規約・講座受講契約の順に優先します。

第3条 (本規約・付随規約の変更)

- 1 当法人は、事前に告知せず、もしくは受講生・契約者の事前の承諾なしに、本規約と付随規約を変更することができるものとします。
- 2 変更後、受講生が本講座を利用開始した時点で、受講生・契約者は、本規約と付随規約の内容に同意したものとみなします。
- 3 規約の変更が行われた場合は、第14条の方法による通知により、受講生・契約者に告知するものとします。

第4条 （受講生と契約者）（講座受講契約書第5条）

- 1 本講座の利用希望者は、本規約を承認した上で、当法人所定の手続に従って講座受講契約を申し込み、当法人がこれを承諾することで講座受講契約が成立します。
- 2 本講座の利用希望者は、講座受講契約に定められた受講料が支払われた時点で、受講生としての資格及び受講生としての権利義務を有します。
- 3 受講生は原則として契約者本人とします。契約者と受講生が異なる場合、お申し込み時に明示して頂く必要があり、当法人がこれを許可した場合のみ契約者以外の方を受講生と認めます。
- 4 受講生が未成年者の場合、契約者は親権者となります。未成年者が受講を希望する場合は、申込契約を当法人と親権者に確認して認められた時に限り、契約者以外を「受講生」と指定することができます。
- 5 前各項以外の場合で特に指定がない場合は、契約者が受講生となります。

第5条 （本講座申し込みを承諾できない場合）

当法人は、本講座の利用申込みを行った利用希望者が以下の各号のいずれかに該当する場合は、当該申し込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込内容に虚偽、記入漏れ、誤記があった場合
- (2) 過去に規約違反等により、第8条の資格が取り消されたことがある場合
- (3) クレジットカードにおいてカード会社の審査が通らなかった場合
- (4) 受講に必要な資格条件等を満たしていない場合
- (5) その他当法人が受講生として不適切と判断した場合

第6条 （受講者 ID の管理）（講座受講契約第6条）

- 1 受講者には受講者 ID が割り当てられます。
- 2 受講者 ID は、受講生が当法人に所定の方法で申し出た電子メールアドレスに送られます。

- 3 質疑応答には受講番号が必要となります。
- 4 受講生は、当法人に届け出た電子メールアドレスの使用権を失った場合や受講者ID・パスワードを忘れた場合は、速やかに当法人に連絡し、当法人の指示に従うものとします。

第7条 （指導及び本講座の修了認定）

- 1 受講者は、本講座において、指導担当者が設定した期間内に提出物を提出します。その期間を徒過した場合、評価がされない場合があります。
- 2 提出物は当法人の指導担当者が目を通し、指導担当者が設定した期間内にその評価を行います。
- 3 本講座における所定の評価をクリアしたと認定された場合、受講者に対しては、受講した本講座に応じた修了認定が行われ、これを証明する修了証書を発行します。修了証書の再発行については、当法人で修了履歴を保有されている場合のみ承ります。

第8条 （講座受講契約の解除・本講座の利用停止・受講者の地位及び資格の取消等）

- 1 当法人は、受講生または契約者が次のいずれかに該当し、あるいは下記に定める行為をしたと当法人が判断した場合、受講生及び契約者への事前通知なしに、講座受講契約を解除し、あるいは本講座の利用の一時的停止・受講者の地位及び資格の取消等、その他当法人が適切と判断した措置を講じることができるものとします。
 - (1) 本規約第5条2項に定める各号のいずれかに該当することが判明した場合
 - (2) 講座受講契約及び本規約において定めた禁止行為を行った場合
 - (3) 受講料・年会費等の支払債務の履行遅延、又は不履行があった場合
 - (4) 当法人及び指導担当者の指示に従うこと及び他の受講者の迷惑になるような行為、言動等が認められた場合

- (5) 受講生ないし契約者の指定したクレジットカードの決裁がクレジットカード会社により停止された場合
- (6) 受講生の死亡、権利能力喪失、成年被後見状態となった場合
- (7) 本規約第4条に定める受講生としての地位を失った場合
- (8) 本規約又は付随規約に違反した場合
- (9) その他、受講生として不適当と当法人が判断した場合
- (10) 本規約において当法人が指定する以外の目的で教材を使用する行為
- (11) 他の契約者ないし受講生や当法人、又は第三者に損害を与える行為
- (12) 他の契約者ないし受講生や第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為
- (13) 当法人の業務及び本講座の運営の妨げになる行為
- (14) 法令違反行為及びこれに準じる行為
- (15) 前各号に定める行為を助長する行為
- (16) その他当社が不適切と判断する行為

第9条 (受講生へのサポート)

- 1 当法人は受講期間中の受講生に対し、以下の通りサポートを提供するものとします。
 - (1) 本講座に関する質問
 - (2) 提出物の評価と指導
 - (3) その他当法人が別途ウェブサイト等で定めるサポート
- 2 本条に定めるサポートの提供方法は、当法人が定める方法に限るものとします。
- 3 当法人が受講生に対して提供するサポートの内容は、当法人の裁量の下、受講期間途中でも変更になる場合があります。
- 4 当法人のサポートは、受講生の受講状況等に応じた講座の目的に応じた助言・評価・解説・回答等であり、本講座の内容・趣旨から逸脱する質問への回答はできない場合があります。

- 5 本講座は、修了認定を保証するものではありません。
- 6 指導担当者への質問やサポートの要望について、その質量が過大な場合、サポートに上限を設けさせていただく場合があります。
- 7 前各項のほか、本講座の運営に支障をきたすと当法人が認める場合、当法人はサポートの提供をお断りすることができるものとします。

第10条 （受講料）

- 1 本講座の利用に際して受講生もしくは契約者が支払うべき受講料、およびその支払方法は、当法人が別途定めるものとします。
- 2 当法人は、受講生の承諾なく、受講料およびその他の費用を変更することができるものとします。その場合、当法人は、契約者および受講生に対し、第14条の方法により通知します。

第11条 （個人情報）

当法人は、別途定める「プライバシーポリシー」に従い、契約者及び受講生の個人情報を適切に利用し、管理するものとします。

第12条 （変更の届出）

契約者及び受講生は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他当法人への届出内容に変更があった場合、速やかに当法人に対し当社所定の方法で当該変更の届出をするものとします。なお、当該届出がなされなかったことで、契約者及び受講生への送信不達や情報配信の遅れ、各種郵送物の不達等により契約者及び受講生が不利益を被ったとしても、当法人は契約者及び受講生に対し一切責任を負わないものとします。

第13条 （サービスの変更・中止等）

- 1 当法人は、運営上その他の理由により、本講座の全部または一部につき、内容変更や、提供を中止することがあり、その場合、少なくとも2カ月前に、契約者及び受講生に対し、第条の方法により通知します。
- 2 当法人は、本講座に関する事業の全部または一部を第三者に譲渡する場合、契約者及び受講生に事前に電子メールおよびウェブサイト上での告知により通知することをもって、本規約に基づく全ての当法人の権利および義務を承継、売却、合併、その他の方法で、譲渡することができるものとします。

第14条 （通知）

- 1 当法人が本講座に関連する契約者ないしは受講生への通知を、以下のいずれかの手段で行うこととし、各手段ごとに定めた下記の期間経過後に契約者ないしは受講生に到達したものとみなします。
 - (1) 当法人のウェブサイト上に掲示する方法 掲示した日から1週間
 - (2) 全ての受講生に対して電子メールを一斉に送信する方法 送信した日から1週間
この送信先の電子メールアドレスは、講座受講契約の申込時に申告された電子メールアドレス、もしくはその後第12条の手続に基づいて登録変更されたあとのメールアドレスとします。
- 2 契約者ないし受講生が、前項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当法人は契約者ないし受講生に対し一切責任を負わないものとします。

2025年7月1日施行

以上